第十六条の十二第三項第一号ハに次のように加える改正規定及び第十六条の十三の次に七条を加える改正規定中「第二十条第一項第二十四号」を「第二十条第一項第二十五号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十三条の規定に基づき、厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和七年六月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

（法第五十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める費用の額）

第一条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第一項の厚生労働省令で定める費用の額は、被保護認定住宅入居者（同項に規定する被保護認定住宅入居者をいう。次条において同じ。）が賃借して居住する認定住宅（法第四十三条第二項に規定する認定住宅をいう。次条において同じ。）に係る共益費とする。

（法第五十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第二条　法第五十三条第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　被保護認定住宅入居者に係る生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十三条第四項に規定する保護金品の額が、当該被保護認定住宅入居者が賃借して居住する認定住宅に係る家賃の額に相当する額に満たない場合

二　被保護認定住宅入居者に係る生活保護法第三十一条第三項に規定する保護金品の額が、当該被保護認定住宅入居者が賃借して居住する認定住宅に係る共益費の額に相当する額に満たない場合

三　当該認定住宅への居住を継続することが被保護認定住宅入居者の自立した生活の妨げになる等、法第五十三条第二項の規定により同条第一項に規定する家賃等の額に相当する金銭を同項に規定する認定賃貸人に支払うことが適切でないと生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関が判断した場合

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

○国土交通省令第六十九号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（建政部の所掌事務の特例）	（建政部の所掌事務の特例）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　建政部は、第七条各号及び前二項に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。	（新設）
（都市・住宅整備課の所掌事務の特例）	（新設）
第十三条の二　都市・住宅整備課は、第八十四条各号に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。	（新設）
（住宅整備課の所掌事務の特例）	（新設）
第十三条の三　住宅整備課は、第八十六条に規定する事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。	（新設）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（事業振興部の所掌事務の特例）	（事業振興部の所掌事務の特例）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　事業振興部は、第二条各号及び前項に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。	（新設）